

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該 当:○)	競争的資 金(該当: ○非該 当:○)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBR対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考						
1910	厚生労働省	14		348		麻薬等対策推進費(広報経費)		【覚醒剤等撲滅啓発等委託費】麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る【覚醒剤防止特別対策費】国連決議による「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図るとともに、薬物乱用による健康被害等の危害について広く国民に周知、その認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図る【薬物乱用防止普及啓発推進事業費】小学校6年生の保護者、高校卒業予定者及び有職・無職の未成年者等のそれぞれの成長段階を対象とした薬物乱用防止についての啓発資料を提供することにより、若年化する薬物乱用傾向を阻止する【再乱用防止対策事業費】薬物依存症についての正しい知識や、中毒者の家族が頼れる相談窓口、支援施設等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減する。また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を	別添のとおり	0	0											3,c,4,5								非該当						
1911	厚生労働省	14		349		麻薬・覚せい剤等対策事業		・暴力団による組織的薬物密売事犯、外国人薬物密売組織、これらから薬物を買ひ受ける末端利用者等の取締り・携帯電話やインターネットを利用した大麻種子販売事犯等の取締り ・医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導 ・国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定 ・薬物乱用防止に係る普及・啓発活動 ・危険ドラッグ販売店への検査命令、販売停止命令の実施		0	0											8,6								非該当						
1912	厚生労働省	14		350		毒物劇物取締法施行費		○毒物及び劇物取締法の施行に伴う毒物劇物の使用取扱基準の作成 ○毒物及び劇物の指定 ○毒物劇物営業業者登録等審査事務の迅速・効率化、地方厚生局及び都道府県との情報の共有化を図るための登録システムの運用。	1. 毒物劇物の使用取扱基準作成 毒物及び劇物の貯蔵等について、法の規定に基づいた基準の作成又は作成準備 2. 毒物劇物指定調査 本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価 毒物及び劇物への新規指定又は解除 3. 毒物劇物営業業者登録システム 毒物劇物営業業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改善等	8,046	8,099	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	2,c,5	4,b,2,3	2,c,6								該当				
1913	厚生労働省	14		351		家庭用品規制法施行事務費		化学物質の各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化することによって国民の健康の確保を図ることを目的としている	1. 家庭用品規制法の施行に伴う指導監督等のため地方自治体を対象とした地区別打合せ等を開催 2. 家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討 3. 家庭用品安全対策推進指導、健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成 4. 家庭用品、建材等から発散する化学物質による室内空気汚染対策 5. 吸入に係る家庭用品による健康被害を未然に防止するための評価手法の構築	34,586	34,582	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	2,c,5	2,c,7									該当				
1914	厚生労働省	14		352		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費		○化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握等及び管理の改善を図る。 ○内分必かく乱化学物質、ナノマテリアルなどの新素材についても、ヒトの健康への影響評価を行い、総合的な化学物質の安全対策を推進する。	1. 新規化学物質等の審査、既存化学物質毒性試験の実施。 2. 電子申請システム及び3省(厚生労働省・経済産業省・環境省)共管理情報基盤システムの管理。 3. PRR法に基づき化学物質の排出量を所管する事業所のデータを受入及びシステム管理。 4. OECD試験ガイドラインに基づき内分必かく乱化学物質実証試験の実施。 5. 海外の規制当局との化学物質に対する規制と我が国の規制との整合、リスク管理方策及び毒性試験評価基準等の国際協調。	161,520	149,622	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	-	8,6	4,c,1,2	1,b,2,5								該当			
1915	厚生労働省	14		353		生活衛生金融対策費		日本政策金融公庫(国民一般向け業務)が行う、「生活衛生改善貸付」、「新創業融資制度」、「災害貸付」、「特定の政策目的に沿って設けられている特別貸付」、「保証保証特例制度」、「経営者保証免除特例制度」及び「創業支援貸付利率特例制度」を円滑に実施する。	○補給金 生活衛生関係営業業者に対して、無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」や耐震化など特定の目的のために設けられている「特別貸付」等により、日本政策金融公庫が貸付利率を低減するため、利ざやの減少分を補給するものである。 ○出資金 平成27年度補正予算においては、生活衛生関係営業業者について、地方創生や生産性向上を支援するうえで、日本	0	0													8,6								非該当				
1916	厚生労働省	14		354		生活衛生等関係費		国民生活に密着した生活衛生営業の振興策の推進及び新型インフルエンザやノロウイルス等の新たな感染症に対する対策など、公衆衛生の向上と増進を図ることで利用者または消費者の利益の擁護をし、国民生活の安定に寄与することを目的としている。また、建築物の衛生的環境の確保等の施策の検討や情報提供、並びに行政機関担当者に対する研修会を実施することも目的としている。	①生活衛生関係営業衛生確保対策事業: 衛生業の衛生水準の維持向上や新たな感染症等の感染拡大防止対策等の総合的な衛生対策を検討する。 ②生活衛生営業実態調査: 衛生業の年次的な経営実態を把握し、衛生業の健全な育成、経営の指導等を行う ③生活衛生等指導費: 衛生業の経営の安定と健全な発展を図るため、都道府県、経営指導員等が適正な指導を行うための指導監督及び生活衛生同業組合に対する指導及び連絡調整を行う。 ④生活衛生等功労者表彰: 生活衛生等の普及向上等に功労のあった者に対し、他の模範とするために厚生労働大臣表彰等を行う。 ⑤建築物環境衛生管理対策推進事業: 建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行う。 ⑥保健所等担当者研修会等経費: 一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報の提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図る。	0	0															8,1,4	5,c,4,2	3,b,4	8,1,6					非該当		
1917	厚生労働省	14		355		建築物環境衛生管理技術者国家試験費		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき建築物環境衛生管理技術者国家試験実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する免状交付等に必要経費	建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施指導、免状の交付、書き換え交付及び再交付の実施。	0	0											8,6								非該当						
1918	厚生労働省	14		356		生活衛生関係営業対策費補助金		公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業(衛生業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的及び各都道府県の区域内における指導体制の整備並びに衛生業の振興を図るものである。	〔公財〕全国生活衛生営業指導センターは、衛生業全般にかかるとの情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び衛生業の連合会に対する指導等、衛生法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、衛生法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。 また、都道府県生活衛生営業指導センターは、衛生業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等衛生法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、衛生法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。さらに、衛生法の規定に基づき、衛生業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。 〔補助先〕①(公財)全国生活衛生営業指導センター、②都道府県、③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合	0	0																7,b,7								非該当	
1919	厚生労働省	14		357		労働条件の確保・改善に必要な経費		労働契約法・最低賃金法等の労働関係法令の周知・啓発、賃金や労働時間等の法定労働条件の履行確保のための事業場に対する監督指導等を行うことにより、労働条件の確保・改善を図る。	①最低賃金制度推進費(最低賃金制度及び改定された最低賃金額に係る周知啓発活動等)、②最低賃金調査等経費(中小零細企業又は事業所の賃金実態等の把握のための最低賃金に関する実態調査(一般的調査))、③多様な正社員制度の導入を検討している企業への支援の実施、④労働基準監督官が行う臨検監督等の業務や労働基準行政の円滑、適正な運営と齊一性を確保するための監査事務等に	0	0												3,c,4,5	1,b,4,6	8,6						非該当					

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:-)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○ 非該 当:-)	競争的資 金(該当: ○ 非該 当:-)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:-)	SBI対象 (該当:○ 非該当:-)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考																
1982	厚生労働省	14		428		東電福島第一原発等の施設内の緊急作業時の労災被災者への対応強化への支援		施設内での労災被災者対応は事業者の責任で実施されるべきものであるが、東京電力福島第一原発事故では、事故直後、東京電力は、原発構内での労災被災者に対する医師等を強力に確保できず、官邸指示により、厚生労働省が医師等の斡旋と派遣要請を行った。現在、規制庁が平成27年8月に原子力災害対策指針の改正を行い、原子力災害医療派遣チームの派遣調整のシステムを構築しているが、原子力施設外に限定されている。このため、本事業において、原子力施設内の緊急作業時の労災被災者への対応強化を目的とし、規制庁や事業主と連携を深め、ネットワークの永続性の確保、支援対象の他原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送	モデル事業として、以下の取組を行う。 ①ネットワークの永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営 ②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修の実施 ③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催 ④労災被災者搬送訓練等の実施 2つの原子力施設を対象に、①③④を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」として実施し、②を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」として実施する。	0	0																							5_c,4,2		非該当										
1983	厚生労働省	14		429		過労死等防止対策推進法の施行に要する経費		第186回通常国会で議員立法として提案され、全会一致で可決成立した「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を踏まえ、過労死等防止対策の一層の推進を図る。	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発、③過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援の各事業を実施する。 平成28年度においては、調査研究等、過労死等の防止のための周知・広報、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、中学校、高等学校等の生徒に対する啓発のための講	13,329	0	5	一般	-	95	4	-	-	-	-	-	1_c,2,7	3_b,4	8_6													1_c,2,7	3_b,4	8_6		該当					
1984	厚生労働省	14		429		過労死等防止対策推進法の施行に要する経費		第186回通常国会で議員立法として提案され、全会一致で可決成立した「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を踏まえ、過労死等防止対策の一層の推進を図る。	「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発、③過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援の各事業を実施する。 平成28年度においては、調査研究等、過労死等の防止のための周知・広報、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、中学校、高等学校等の生徒に対する啓発のための講	52,577	78,794	5	特別	-	12011	4	-	-	-	-	1_c,2,7	3_b,4	8_6														1_c,2,7	3_b,4	8_6		該当					
1985	厚生労働省	14		430		労災保険給付に必要な経費		労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。	別紙のとおり	0	0																									8_6		非該当								
1986	厚生労働省	14		431		職務上年金給付等交付金に必要な経費		雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定により、全国健康保険協会が支給するものとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充ててことを目的とする。	船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)」が施行される平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることとなったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行ったこととなった。 また、これら給付等に要する保険料財源は、船員会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交	0	0																												8_6		非該当					
1987	厚生労働省	14		432		労災保険給付業務に必要な経費		労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであるが、本事務費はこの労災保険給付事業をより円滑に行うことを目的とする。	被災労働者に対する労災保険給付業務に必要な事務の実施(システム上の借上げ及び通信に係る費用の支出、事務用品の購入等)。	0	0																										6_6		非該当							
1988	厚生労働省	14		433		労働災害動向調査費		主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにして、厚生労働行政の基礎資料とすることを目的とする。	○事業所調査 30人以上(製造業のうち特定の産業については10~29人)の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し回収・審査・集計・公表を行う。 ○総合工事事業調査 総合工事事業の一定規模以上の工事現場を対象として、半期ごとに調査し年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公	16,101	16,101	5	特別	-	12011	4	-	-	-	-	4_c,1,4																					4_c,1,4		該当		
1989	厚生労働省	14		434		労働安全衛生調査費		メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する政策評価に資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握することにより、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料とすることを目的とする。	事業所母集団データベース(平成26年文責フレーム)から無作為に抽出した10人以上の常用労働者を抽出する民営事業所に調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。	16,581	16,566	5	特別	-	12011	4	-	-	-	-	4_c,1,4																				4_c,1,4		該当			
1990	厚生労働省	14		435		障害者職業能力開発校設備等		一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校において、障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うと必要施設等の整備を図る。	国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重症化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。	0	0																												4_a,2		非該当					
1991	厚生労働省	14		436		独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費		独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費	アスベスト関連疾患等といった労災疾病等について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき指等の重症の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。また、応用研究の基本である測定や分析等の基礎技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っており、その成果については、行政施策に活用されるほか、論文等として一般に公表している。	0	0																														7_b,7		非該当			
1992	厚生労働省	14		436		独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費		独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費	アスベスト関連疾患等といった労災疾病等について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき指等の重症の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。また、応用研究の基本である測定や分析等の基礎技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っており、その成果については、行政施策に活用されるほか、論文等として一般に公表している。	2,892,016	3,086,880	1	特別	-	12011	3	-	-	○	-	7_a,2																				7_a,2		該当			
1993	厚生労働省	14		437		特別支給金		特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積み補償として、被災労働者等に対して以下のとおり支給を行っている。 ○休業特別支給金 : 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額 ○障害特別支給金 : 障害(補償)年金に付随するもの 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 ○障害特別一時金 : 障害(補償)一時金に付随するもの 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 ○障害特別年金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金 ○障害特別一時金 : 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金 ○遺族特別支給金 : 遺族の数にかかわらず、一律300万円 ○遺族特別年金 : 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金 ○遺族特別一時金 : 算定基礎日額の1,000日分の一時金 ○傷病特別支給金 : 障害の程度により114万円から100万円までの一時金	0	0																																	8_6		非該当	
1994	厚生労働省	14		438		未払資金立替払事務実施費		企業倒産に伴い資金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払資金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。	未払資金立替払事業は、企業が倒産したために資金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払資金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、本事業は、労働保険特別会計労働者年金の社会復帰促進連立事業として実施しており、立替払に必要な費用「未払資金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康安全機構に交付している。労働者健康安全機構は、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として実施してい	0	0																															8_6		非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制 度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	平成二九年度 当初予算うち科 技予算額(千 円)	機関コード (1~5)	会計の別 (一般・特 別)	復興特会 (該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分 類(1~4)	提案公募 型(該当: ○非該当 -)	競争的資 金(該当: ○非該当 -)	独立行政 法人向け 財政支出 (該当:○ 非該当:○)	SBI対象 (該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該 当・非該 当	備考				
2083	厚生労働省	14		534		雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施		障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。	【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん) ○ 求職活動支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	0	0										5_c,4,2								非該当					
2084	厚生労働省	14		535		職業評価部門施設経費		障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	① 国立職業リハビリテーションセンターの土地使用料及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの土地借料 国が設置し運営は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う広域障害者職業センターの土地の借受けを行うもの ② 国立職業リハビリテーションセンター庁舎等における改修工事等のための経費	0	0											4_a,4,2								非該当				
2085	厚生労働省	14		536		就職安定資金貸付等事業費		事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した者や、住居を喪失してネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定な就労をしている者に対して住宅入居初期費用等の必要な資金の貸付を行うことにより、これらの者の住居と安定的な就労機会の確保を支援する。	前掲改修工事及び空調等改修工事を行うもの ハローワークと労働金庫の連携により、労働金庫は住宅入居初期費用や生活・就職活動費等を貸付し、ハローワークは貸付対象者に対してきめ細やかな職業相談・職業紹介等を行う。 本事業では、貸付利用者における初回の貸付実行日から6か月以内に安定した雇用が見込まれる就職した場合の貸付金返済免除費用、返済不能となった場合の貸付金の損害費用については、貸付金にかかる信用保証をおこなっている日本労働者信用基金協会が労働金庫へ補填することとなっているが、国が最終的にはその補填経費に関し、日本労働者信用基金協会に対して、補助金を支出する。	0	0													5_c,4,2							非該当			
2086	厚生労働省	14		537		シニアワークプログラム事業		少子高齢化が進行する中、日本経済の活力を維持していくためには、高齢者が健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる社会を実現する必要がある。本事業では、高齢者を取り巻く厳しい雇用失業情勢を踏まえ、55歳以上の高齢者の多様化する雇用ニーズ及び企業における人材ニーズとのマッチングを図り、高齢者の雇用就職を促進することを目的とする。	地域における高齢者の雇用の実態を踏まえ、55歳以上の高齢者の技能の向上により労働力需要に対応していくことが必要であるため、公共職業安定所、事業主団体等の協力のもと、主に短時間雇用を前提とした技能講習、面接会、就職支援等を一体的に実施するシニアワークプログラム地域事業(以下「地域事業」という。)を都道府県労働局において民間団体に委託して実施する。また、地域事業委託団体において、適切かつ効率的な事業運営が図られるよう、地域事業の実績分析や実態調査による実態把握、好事例の収集・普及等を実施するシニアワークプログラム実態調査事業(以下「実態調査事業」という。)を厚生労働本省におい	0	0														5_c,4,2						非該当			
2087	厚生労働省	14		538		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金		高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	・高齢者の雇用の安定等に資する事業主等に対する給付金の支給 ・高齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助 ・障害者職業センターの設置及び運営	0	0												7_b,7							非該当				
2088	厚生労働省	14		539		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金		障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費である。(補助率10/10)	0	0											4_a,4,2							非該当					
2089	厚生労働省	14		540		職業転換給付金制度		就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的とする。	上記目的のため、各種の給付金を支給する。 (1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金) (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)	0	0															5_c,4,2							非該当	
2090	厚生労働省	14		541		中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業		中国残留邦人等永住帰国者(以下「中国帰国者」という。)及び中国帰国者を支援する目的で来日した2世等は、長年の中国等での居住により日本語が不自由なこと、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること、就職に際しての技能の習得等の支援が必要となることから、生活支援・相談、日本語指導等の総合的支援により、安定した就労による経済的自立を実現することを目的としている。	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行う。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。	0	0													8,6							非該当			
2091	厚生労働省	14		542		刑務所出所者等就労支援事業		刑務所出所者等の多くは、①社会復帰後に十分な貯蓄や住居の確保がされていないこと、②前歴が故に社会から排除されやすいこと、③就労経験が少なく職業能力が不十分な者が多いこと等から、就労機会が制約され、就職が困難な状況にあるため、法務省と厚生労働省との連携により、刑務所出所者等に対して総合的な就労支援を行い、職業自立を図ることを目的としている。	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後については保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、ハローワークによる担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、銀行雇用などの就労支援メニューを実施している。	0	0															5_c,4,2						非該当		
2092	厚生労働省	14		543		アイヌ地区住民就職促進費		北海道におけるアイヌ地区住民は、歴史的、社会的事情により不安定な就労状態を繰り返している者が多く、就職に際して生活面での不安を解消することにより、安心して就職活動が行える環境を整備する必要があることから、これらの者の常用雇用の促進と安定的な雇用の継続を図ることを目的とする。	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ就職や職場定着が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。	0	0													5_c,4,2						非該当				
2093	厚生労働省	14		544		公正採用選考等推進費		事業主等に対して啓発指導を行うことにより、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。	0	0												5_c,4,2						非該当					
2094	厚生労働省	14		545		日雇労働者等技能講習事業		日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。	0	0												5_c,4,2						非該当					
2095	厚生労働省	14		546		新卒者等に対する就職支援		新卒者、既卒者等に対して各段階で就職に向けた適切な支援を行うことで、若年者のキャリア形成・雇用拡大を図る。	新卒者及び既卒者(卒業後おおむね3年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する。	0	0													5_c,4,2						非該当				
2096	厚生労働省	14		547		若年者地域連携事業		地域における主体的な取組による就職支援を展開することにより、地域の若年者の雇用の安定・促進を図ること。	地域における若年者雇用対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が主体的に運営するフリーストップセンター(通称:ジョブカフェ)において、在職者も含めた幅広い層の若者を対象に、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職業紹介、各専門施設等への適切な誘導等、地域の実情に沿った就職支援を民間団体に委託して実施するもの。	0	0													5_c,4,2						非該当				
2097	厚生労働省	14		548		雇用・適正就労対策推進費		我が国の経済・国民生活その他社会に様々な影響を与える外国人労働者問題への対応として、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人労働者の就業促進及び在留資格の範囲内で適法に労働に従事する外国人労働者に係る雇用管理の改善等を促進し、もって我が国に滞在する外国人の雇用環境の整備に努めることを目的とする。	①外国人労働者の受入れに係る日本人の雇用等への影響を把握するため、民間企業へ委託し、実態調査等を内容とした委託事業を実施する。 ②外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。	0	0													1_b,2,6	3_c,4,5						非該当			

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円)	平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:○)	競争的資金(該当:○ 非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○)	SBIR対象(該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考										
2144	厚生労働省	14		600		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発助定運営費交付金		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において定める業務のうち、求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する職業能力開発業務は、求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている。(機構法第3条) 機構は、機構法第3条の目的を達成するために職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校の設置・運営を行う。	0	0																					5_c4.2	非該当							
2145	厚生労働省	14		601		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金		求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。(補助率10/10)	0	0																				4_a.2	非該当								
2146	厚生労働省	14		602		情報処理技能者養成施設(コンピュータ・カレッジ)及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要経費		地方公共団体等の要望により修繕等を行い、譲渡後の施設運営を円滑に行う。	旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として修繕費(平成26年度まで)及び目標を達成していた施設のコンピュータリース料を国が負担(10/10)するものである。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にし、訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体の実施方針、分野別の実施規模等について協議・とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施数、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を設ける。	0	0																								4_a.2	非該当				
2147	厚生労働省	14		604		訓練協議会に必要な経費		求職者に対する運用のセーフティネットとして、求職者支援訓練を含む職業訓練を民間教育訓練機関等の活用を積極的に進めながら実施するためには、産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整を図りながら、効果的、効率的な運用を行っていく必要がある。	被災した認定職業訓練施設に対する補助金の国の負担割合の上限を1/3から1/2へ引上げ、早期の復旧を図る。	0	0																					5_d.2	非該当							
2148	厚生労働省	14		605		認定職業訓練助成事業費(復興関連事業)		東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早急の復旧を図る。	労働者に計画的な職業訓練等を実施する事業主、自発的な職業能力開発に取り組む労働者に対して支援等を行う事業主に対して、訓練に要する経費や訓練中の賃金の一部を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するキャリア形成促進助成金について、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のため、特例措置を実施。	0	0																						4_a.2	非該当						
2149	厚生労働省	14		606		キャリア形成促進助成金(復興関連事業)		今回の東日本大震災は、未曾有の大災害であり、加えて風評被害や電力制約の広域化等もあって、全国的な景気・経済、ひいては雇用への深刻な影響があるところである。このため、震災等の影響を受けた事業主を支援するため、特例措置を講ずる。	ワーキングホリデー、または海外インターンシップ等を利用して渡航している支援対象者に対し、渡航前に作成した能力開発計画に沿った相談援助を行う。また、帰国後に渡航体験を振り返ること、帰国後研修、キャリア・コンサルティングを受けさせて「能力の見える化」を行い、渡航によりキャリア形成できたことを自覚させる。さらに、支援者の渡航経験の中から好事例や反省事例をまとめ、外部に公表することで、グローバル人材の育成を目的に渡航経験を効果的に活用できるように、キャリア形成を支援する体制の整備を促進する。	0	0																									5_c4.2	非該当			
2150	厚生労働省	14		608		勤労青少年の国際交流を活用したキャリア形成支援事業		国際化に対応できるグローバル人材の育成は、我が国社会・経済が直面する課題等に鑑みても重要であり、「職業人生を通じたキャリア形成支援」の観点からも、最長で1年間仕事をしながら異国での社会生活を体験できるワーキングホリデー、または海外インターンシップ等を行う渡航者に対し、渡航中に身につける能力を確認させることで渡航中に開発する能力を明確にさせ、帰国後にグローバル人材として活躍できるように、キャリア形成を支援する体制の整備を促進する。	「提言された「質保証取組マーク」(仮称)付与制度等の試行実施 ・ガイドライン活用促進検討協議会(仮称)を設置・運営 ・「質保証取組マーク」(仮称)付与制度等の具体像等の検討・提言 ・調査結果報告書の作成	0	0																							5_a.2	非該当					
2151	厚生労働省	14		610		民間教育訓練機関に対する質保証の取組支援の実施		民間教育訓練機関により提供される職業訓練サービスの質の保証及び向上を図ることを目的とする。	離転職者、新卒者、学卒未就職者等について、型枠工等不足する技能者に係る職業訓練から就職支援まで(訓練生募集、座学・実習の実施、傘下企業等への就職支援等)パッケージとして実施。	0	0																							3_c3.2	非該当					
2152	厚生労働省	14		611		建設労働者緊急育成支援事業		建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。	事業主が、教育訓練・職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度又は技能検定合格奨励金制度を新たに導入し、その制度を雇用する労働者に適用した場合に一定額若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施。	0	0																								5_c4.2	非該当				
2153	厚生労働省	14		612		企業内人材育成推進助成金		事業主が継続して行う人材育成の取り組みを推進し、労働者の職業能力の向上及び主体的なキャリア形成を推進する。	また、これら「地域若者サポートステーション」全体の取組が効果的かつ効率的に運営されるよう、「若者自立支援中央センター」を設置し、スタッフ個人及び組織的な能力向上のための研修、全国的な支援レベルの維持のための指導等を行うもの。また、より効果的な運営のため支援に関する情報発信も行う。	0	0																								5_c4.2	非該当				
2154	厚生労働省	14		613		若者職業的自立支援推進事業		ニート状態にある若者の数は、依然として高水準で推移し(平成27年56万人)、これらの者の就労支援、職業的自立を図る上での課題は多岐にわたることから、地域の若者自立支援ネットワークを活用するとともに、キャリアコンサルタントによる専門的な相談等を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立を支援することを目的とするもの。	具体的な就職・進路を決定する段階にある大学生等を対象としたキャリア教育の充実を図る観点から、大学等のキャリア教育の担い手であるキャリアセンターの中核人材やキャリアコンサルタント等を対象に、厚生労働省が有する雇用・労働に関する知見やキャリア教育や就職支援に資するツール、キャリアコンサルティングやその担い手であるキャリアコンサルタントに係る知識及びその活用方法等についての理解を深めるための講習を実施する。	0	0																								5_c4.2	非該当				
2155	厚生労働省	14		614		キャリア教育専門人材養成事業		キャリア教育の充実を図る観点から、労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成する。	外国人技能実習機構において、 ①技能実習計画の認定 ②実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査 ③実習実施者の届出の受理 ④監理団体の許可に関する調査 ⑤技能実習生に対する相談・援助等を行う など技能実習の適正化及び技能実習生の保護を図る事業を実施等	0	0																									5_a.2	非該当			
2156	厚生労働省	14		615		外国人技能実習機構に対する交付金		技能実習の基本理念に従い、技能実習に関し、監理団体、実習実施者等による技能実習に係る業務の適正化の推進その他技能実習制度の適正な運営の推進、技能実習による技能実習生の技能等の修得活動の促進並びに技能実習生の保護等を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力の推進に寄与することを目的とする。	訓練手当は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、障害者、母子家庭の母等の就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り、また訓練の受講を容易するため、都道府県により支給される。なお、その要する費用の1/2を国が業務的経費として一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害者の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者のハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。	0	0																											5_a.2	非該当	
2157	厚生労働省	14		616		職業転換訓練費負担金		障害者や母子家庭の母等の特に就職困難な者が、公共職業訓練を受講できるよう支援する。	訓練手当は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、障害者、母子家庭の母等の就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り、また訓練の受講を容易するため、都道府県により支給される。なお、その要する費用の1/2を国が業務的経費として一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害者の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者のハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。	0	0																										5_c4.2	非該当		
2158	厚生労働省	14		617		障害者職業能力開発校運営委託費		一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うことで障害者の就職促進を図る。	訓練手当は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、障害者、母子家庭の母等の就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り、また訓練の受講を容易するため、都道府県により支給される。なお、その要する費用の1/2を国が業務的経費として一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害者の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者のハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。	0	0																										5_c4.2	非該当		
2159	厚生労働省	14		618		障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施		ハローワークに求職を申し込んだ障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。	訓練手当は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、障害者、母子家庭の母等の就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り、また訓練の受講を容易するため、都道府県により支給される。なお、その要する費用の1/2を国が業務的経費として一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に応じた専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害者の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者のハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。	0	0																										5_c4.2	非該当		

通番	府省庁	府省庁 ORDER	事業番号 1	事業番号 2	事業番号 3	事業名	プログラム名・制度名	事業の目的	事業概要	平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円)	平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円)	機関コード(1~5)	会計の別(一般・特別)	復興特会(該当:○ 非該当:○)	会計コード	使途別分類(1~4)	提案公募型(該当:○ 非該当:○)	競争的資金(該当:○ 非該当:○)	独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:○)	SBIIR対象(該当:○ 非該当:○)	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5	分類6	分類7	分類8	科技該当・非該当	備考										
2292	厚生労働省	14		753		心身障害者扶養保険対策		独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業の業務に必要な財源に充てるために、運営に要する経費を交付しているものである。	扶養保険制度は、地方公共団体において先行して実施されていた制度を引き継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設され、地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が保険する制度であり、地方公共団体と機構において「扶養保険契約」を締結することにより、機構は、加入者、保険料及び年金資産の総合管理を行うため、その事業運営費に必要な経費を交付するものである。	0	0																					7_b,7	非該当							
2293	厚生労働省	14		754		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ国運営費交付金に必要な経費		重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	交付先:独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人福祉医療機構が知的障害者総合施設のみ国運営費(人件費、一般管理費等)を交付している。 ①重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。 ②知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。 ③障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。 ④知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。 ⑤附帯業務。	0	0																								7_b,7	非該当				
2294	厚生労働省	14		755		国立更生支援施設運営事業		障害者に対する医療から職業訓練までの一貫した体系の下で総合的なリハビリテーションを提供するとともに、リハビリテーション技術の開発、リハビリテーション専門職の養成等、その成果を全国に発信、普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言、指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(6学科の指導的人材養成及び30の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者総合支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み)	166,740	164,884	2	一般	-	6	4																			7_a,3	該当				
2295	厚生労働省	14		755		国立更生支援施設運営事業		障害者に対する医療から職業訓練までの一貫した体系の下で総合的なリハビリテーションを提供するとともに、リハビリテーション技術の開発、リハビリテーション専門職の養成等、その成果を全国に発信、普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	①総合的リハビリテーション医療の提供(治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言、指導等) ②リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発(リハビリテーション技術・支援システム・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等) ③リハビリテーション専門職員の人材養成(6学科の指導的人材養成及び30の研修会) ④リハビリテーションに関する情報の収集及び提供 ⑤リハビリテーションに関する国際協力(WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等) ⑥障害福祉サービスの提供(障害者総合支援法に基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み)	0	0																								8_6	非該当				
2296	厚生労働省	14		756		医療観察等実施費		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。))に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進し、障害基礎年金等の支給権を有していない特定障害者の福祉の増進を図るため、特別障害給付金の給付を行う。	各地方厚生局において、医療観察法に基づく判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る指定入院医療機関との調整、指定医療機関の指導及び監査、対象者の指定入院医療機関から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等を実施する。	0	0																							8_6	非該当					
2297	厚生労働省	14		757		特別障害給付金給付に必要な経費		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。))に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進し、障害基礎年金等の支給権を有していない特定障害者の福祉の増進を図るため、特別障害給付金の給付を行う。	各地方厚生局において、医療観察法に基づく判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る指定入院医療機関との調整、指定医療機関の指導及び監査、対象者の指定入院医療機関から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等を実施する。	0	0																							8_6	非該当					
2298	厚生労働省	14		758		精神保健福祉人材養成等研修事業		A 依存症回復施設等の質の向上を図り、依存症への対応力を一層強化する。 B 退院後生活環境相談員の役割等に対する理解を深め、各都道府県における地域移行の推進を図るとともに、精神科病院の現場における安全な医療を提供するための研修を行うことにより、精神科医療の質の向上を図る。	A 依存症回復施設職員等に対する研修事業を実施する。【平成22年度開始】 B 退院後生活環境相談員養成研修及び精神科病院等における安全な医療を提供するための研修を実施する。【平成28年度開始】	0	0																							5_a,2	非該当					
2299	厚生労働省	14		759		障害福祉サービス経営実態調査		障害者総合支援法に基づく自立支援給付費等について、障害福祉サービス事業者等の経営実態と制度の施行状況を把握し、障害福祉サービス等の報酬改定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	調査の対象となる障害福祉サービス等を実施する事業所等について、無作為に抽出し、当該事業所における収支状況、従事者数、給与等を調査する。 ・平成28年度においては調査票の設計・印刷・配布等 ・平成29年度においては調査票の回収・集計分析等を、2カ年の国庫債務負担行為にて実施。	0	0																							1_b,4,6	非該当					
2300	厚生労働省	14		760		依存症対策		薬物・アルコールを中心とした各種依存症対策(以下「依存症対策」という)においては、依存症そのものの回復に向けての取組を充実させることが重要であることから、依存症対策の先進的な取組を行う地域を支援するとともに、外部有識者による依存症対策についての検討を行う。	依存症対策の関係者から構成される検討会を設け、先進的な取組を行う団体の探択や、国において今後必要とされる依存症対策の推進のための検討を行う経費。	0	0																							1_b,2,6	非該当					
2301	厚生労働省	14		761		障害者虐待防止・権利擁護事業		障害者虐待防止法の円滑な施行を図るため、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。また、障害者虐待に関する調査について、詳細な集計と調査結果を踏まえた分析を実施するとともに、個別の事例を収集し、対応上のプロセスや留意点などを提示し、地方自治体や施設関係者などに対する研修資料としても活用できる報告書を作成する。	○研修 (1)都道府県・市町村障害者虐待防止担当職員研修(2)障害者福祉施設設置者・管理者研修(3)虐待防止マネージャー養成研修 ○調査 (1)障害者虐待に関する調査の集計(2)調査結果を踏まえた分析(3)障害者虐待防止・対応上の留意点のとりまとめ、次年度以降実施する調査内容の提案	0	0																									5_a,2	1_b,4,6	非該当		
2302	厚生労働省	14		762		障害者自立支援機器等開発促進事業		本事業は、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価(被験者による評価試験という。)が行えないといった理由から、実用的製品化が進まない機器については、障害当事者によるモニター評価等を義務づけた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすい適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行い、もって、障害者の自立や社会参加の促進に資することを目的とする。	○開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ○開発された技術とモニター評価の手法と結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 補助率1/2 ○産・学・障害者の知識・技術を集結し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせる機会を設け、また、開発中の機器についての実証実験の場を紹介することで、新たな企業の参入を促進させ適切な価格で機器の製品化・普及を図る。(シーズ・ニーズマッチング事業 障害者総合支援法を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、指定課題として具体的に定め、一般に公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、採択を行う。 実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他法人とし、補助率1/2とする。 障害者総合支援法に基づき事業の展開状況、事業規模により、①業務管理体制の整備に関する事項の届出先(国、都道府県等、市町村)、②整備すべき業務管理体制の基準(内容)が異なることから、国、都道府県等、市町村における業務管理体制に係る指導監督が適切に行われるよう、事業者情報を届出先別及び整備すべき業務管理体制別に分類するシステムの運用を行う。	72,000	98,000	5	一般	-	4	4	○	-	-	○																	2_a,1	3_a,1	該当	
2303	厚生労働省	14		763		障害者総合福祉推進事業		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組を通じた提言を得る。	○開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ○開発された技術とモニター評価の手法と結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 補助率1/2 ○産・学・障害者の知識・技術を集結し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせる機会を設け、また、開発中の機器についての実証実験の場を紹介することで、新たな企業の参入を促進させ適切な価格で機器の製品化・普及を図る。(シーズ・ニーズマッチング事業 障害者総合支援法を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、指定課題として具体的に定め、一般に公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、採択を行う。 実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他法人とし、補助率1/2とする。 障害者総合支援法に基づき事業の展開状況、事業規模により、①業務管理体制の整備に関する事項の届出先(国、都道府県等、市町村)、②整備すべき業務管理体制の基準(内容)が異なることから、国、都道府県等、市町村における業務管理体制に係る指導監督が適切に行われるよう、事業者情報を届出先別及び整備すべき業務管理体制別に分類するシステムの運用を行う。	0	0																									1_b,3,6	非該当			
2304	厚生労働省	14		764		業務管理体制データ管理システム整備事業		障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備及び整備に関する事項の届出を義務付けることとしており、この整備及び届出について、指導監督権者(国・都道府県等・市町村)の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者の情報を共有化するシステムの運用を行うものである。	○開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。(障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。) ○開発された技術とモニター評価の手法と結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。 補助率1/2 ○産・学・障害者の知識・技術を集結し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせる機会を設け、また、開発中の機器についての実証実験の場を紹介することで、新たな企業の参入を促進させ適切な価格で機器の製品化・普及を図る。(シーズ・ニーズマッチング事業 障害者総合支援法を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、指定課題として具体的に定め、一般に公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、採択を行う。 実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他法人とし、補助率1/2とする。 障害者総合支援法に基づき事業の展開状況、事業規模により、①業務管理体制の整備に関する事項の届出先(国、都道府県等、市町村)、②整備すべき業務管理体制の基準(内容)が異なることから、国、都道府県等、市町村における業務管理体制に係る指導監督が適切に行われるよう、事業者情報を届出先別及び整備すべき業務管理体制別に分類するシステムの運用を行う。	0	0																									4_b,2	非該当			
2305	厚生労働省	14		765		心神喪失等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。))に基づく医療を行う指定入院医療機関の医療従事者が相互に技術交流を行うこと、医療の質の向上を図り、対象者の早期の社会復帰を実現する。	医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に医療体制等についての評価や課題への助言等の技術交流を行う事業の実施に必要な経費を補助する。(補助率10/10)	0	0																							5_a,1,2	非該当					
2306	厚生労働省	14		766		重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業		重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象外となるが、当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目的とする。	別添のとおり	0	0																							8_6	非該当					

